

2 ス競ス第5号
令和2年4月23日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

文部科学大臣
萩生田 光一

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年4月17日付で株式会社マイクロブラッドサイエンス代表取締役 大竹 圭、シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長 家次 恒及び株式会社ドーム取締役会長代表取締役CEO 安田 秀一から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
株式会社マイクロブラッドサイエンス 代表取締役 大竹 圭
シスメックス株式会社 代表取締役会長兼社長 家次 恒
株式会社ドーム 取締役会長 代表取締役 CEO 安田 秀一
2. 当該実証計画を提出された日
令和2年4月17日
3. 認定の可否に関する見解
法第11条第4項第1号、第2号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし